

[資料] 宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との船舶消火に関する業務協定

この協定は領海内における船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ)の火災について、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との間に業務協定を締結して円滑な消防活動を行うことを目的とする。

(協定の区域)

第1条 本協定は宇部・山陽小野田消防組合の管轄区域とその地先海面とする。

(消防活動の担任区分)

第2条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として宇部・山陽小野田消防組合(以下「乙」という)が担任し、宇部海上保安署(以下「甲」という)はこれに協力するものとする。

(1) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川、湖沼における船舶

2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として甲が担当し、乙はこれに協力するものとする。

(甲の協力事項)

第3条 乙の担任にかかる船舶の消火活動のため、乙から要請があった場合において、甲が協力する事項は次のとおりとする。

(1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒

(2) 船舶火災のため船舶又は陸上施設へ延焼のおそれがある場合において、火災船舶又は延焼危険のある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航

(3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された甲の職員は、火災現場の上席消防職員と協議の上有効な消火活動を行うものとする。

(乙の協力事項)

第4条 甲の担任にかかる船舶の消火活動のため、甲から要請があった場合において、乙が協力する事項は次のとおりとする。

(1) 消火活動に必要な場合における甲の指定する場所への消防車等の出動

(2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動

(3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された乙の職員は、甲の上席職員と協議のうえ有効な消火活動を実施するものとする。

(火災原因調査等の協力)

第5条 船舶の火災原因ならびに火災及び消火により受けた損害の調査は甲と乙とが協議して行うものとする。

(情報等の交換)

第6条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第7条 甲又は乙が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第8条 甲又は乙が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第9条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第10条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、甲及び乙は、地域防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な機材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(協定の改定)

第11条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議の上改定するものとする。

第12条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙において各1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 昭和45年3月15日締結の宇部海上保安署と宇部市消防本部との船舶消火に関する業務協定は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

甲 宇部海上保安署
署長 是石憲明

乙 宇部・山陽小野田消防組合
管理者 久保田后子